

社会福祉法人 尚生会

共用型認知症対応型通所介護センターグループホームかさま

運営規程

目次

第 1 条 事業の目的	第 11 条 緊急時等及び事故発生時における 対応方法
第 2 条 運営の方針	第 12 条 秘密保持
第 3 条 実施主体	第 13 条 運営推進会議
第 4 条 事業所の名称	第 14 条 記録の整理
第 5 条 職員の職種、員数及び職務内容	第 15 条 感染症対策の強化
第 6 条 利用定員及び実施地域	第 16 条 業務継続に向けた取り組みの強化
第 7 条 営業日及び営業時間	第 17 条 ハラスメント対策の強化
第 8 条 サービス内容及び利用料その他 の費用の額	第 18 条 高齢者虐待防止の推進
第 9 条 サービス利用にあたっての留意事項	第 19 条 その他の運営に関する重要事項
第 10 条 非常災害対策	

社会福祉法人尚生会
共用型認知症対応型通所介護グループホームかさま 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚生会が開設する共用型認知症対応型通所介護センターグループホームかさま（以下「事業所」という。）が行う共用型指定認知症対応型通所介護事業及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 要介護状態であり、認知症である高齢者（認知症の原因疾患が急性の状態にある方を除く。以下同じ）が、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、小規模な生活の場の中で必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることとする。
- 2 要支援状態であり、認知症である高齢者が、運動機能や栄養改善といった特定の機能改善を目指すものだけでなく、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所 「共用型認知症対応型通所介護センターグループホームかさま
- (2) 所在地 笠間市石井 2253番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を行う。

(2) 生活相談員 1名(兼務)

生活相談員は、事業所に対する利用の申込みに係る調整、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画(以下「介護計画」という。)の作成を行う。

(3) 介護職員 1名以上

各職種の職員は、認知症高齢者グループホームかさまの職員を兼務する。
但し、生活相談員は計画作成担当者を兼務する。

(利用定員及び実施地域)

第6条 利用定員は、1、2ユニット交代にて営業日3名とする。

通常の事業の実施地域は、笠間市とする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 「日曜日・火曜日 水曜日 木曜日・土曜日(祝祭日含)」の週5日間とする。

(2) 営業時間 「午前8時30分～午後5時30分」

送迎を含むサービス提供時間は、午前9時00分～午後4時00分とする。

ただし、家族送迎の場合は、通常の営業時間の限りではない。

(3) 休業日 「月曜日・金曜日・12/31～1/2」とする。

(サービス内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 介護及び介護予防サービスの内容は次のとおりとし、認知症対応型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護及び介護予防サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。

(ア) 生活相談 (イ) 介護サービス (ウ) 入浴サービス (エ) 食事サービス

(オ) 送迎サービス (カ) 延長サービス (キ) 介護方法の指導

(ク) 健康状態の確認。

詳細は、別紙に定める利用料金表のとおりとする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次のとおり利用者から徴収することとする。

- (1) 食費は、600円を徴収する。
- (2) おむつ代は、実費相当額を徴収する。
- (3) 教養娯楽費等は、100円を徴収する。
- (4) レクリエーション、趣味活動費は希望者のみ材料代の実費を徴収する。
- (5) 認知症対応型通所介護サービス提供時、体調不良等による緊急受診の付き添いを、事業所職員が実施した際には、受診等付き添い費1,000円/回を徴収する。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者がサービスを受ける際には、次の説明を事前に行うこととする。

- (1) 認知症対応型通所介護利用日の利用料金及び持参品に関すること。
- (2) 各部屋及び設備を利用する際の注意事項に関すること。
- (3) 利用者の緊急連絡先及び主治医に関すること。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に関する非常時対応マニュアルを作成し、非常災害に備え、防火管理者を配置して毎年度定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。(事業所)の消防計画に基づき、定期的な日中の避難訓練、救出訓練、その他必要な訓練を実施する。

(緊急時等及び事故発生時における対応方法)

第11条 認知症対応型通所の介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、家族及び市町村介護保険担当課、担当介護支援専門員等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者への報告を行う。
また、その他緊急事態への対応は別に定める非常時対応マニュアルに基づいて実施する。

(秘密保持)

第12条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(運営推進会議)

第13条 共用型認知症対応型通所介護センターが地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議は認知症対応型共同生活介護の運営推進会議と一体的な運営を可能とする。
- 4 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表、笠間市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症介護についての知見を有する者とする。
- 5 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが提供されているかの確認、地域との意見交換、交流とする。
- 6 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表する。

(記録の整理)

第14条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整理しておくものとする。

- 2 利用者に対するサービス提供に係る諸記録を整理し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(感染症対策の強化)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続に向けた取組の強化)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を指定共用型認知症対応型通所介護〔指定介護予防共用型認知症対応型通所介護〕継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第17条 事業所は、適切な指定共用型認知症対応型介護〔指定介護予防共用型認知症対応型介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第18条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：ケアハウスかさま施設長）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所において感染症が発生し、まん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
- 3 介護計画の作成と、その計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録をし、状況に応じて見直しを行う。
- 4 利用者は、事業者が加入する、社会福祉施設賠償責任保険の対象者となる。
- 5 提供したサービスに係る利用者からの苦情については、苦情処理マニュアルに従って必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業所は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4年 5月 1日から施行する。

令和 4年 10月 1日 一部改正

令和 4年 12月 1日 一部改正

令和 5年 12月 1日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正

(運営規定別紙)

共用型(介護予防)認知症対応型通所介護センター グループホームかさま

利用料金表

1、 介護保険給付対象サービス

下記の利用料金表によって、利用者の要介護区分及び要支援区分に応じたサービス料金（1割・2割・3割）と、それぞれのサービス内容の合計金額をお支払い下さい。

1割負担の場合

要介護区分	サービス利用料金						サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	若年性認知症利用者受入加算	サービス内容		
	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間			入浴	延長	
要支援1	247	259	412	423	483	499	6	60	40	50	
要支援2	261	273	435	446	512	528					
要介護1	266	278	444	456	522	539					
要介護2	276	289	459	471	541	558					
要介護3	285	298	476	488	559	577					
要介護4	294	308	492	505	577	596					
要介護5	304	318	509	521	597	617					
介護職員処遇改善加算				上記、適応料金の合計			×	10.4%分			
介護職員等特定処遇改善加算				上記、適応料金の合計			×	2.4%分			
介護職員等ベースアップ等支援加算				上記、適応料金の合計			×	2.3%分			
地域加算				適応料金の合計（処遇改善含）×10.17							

※ご家族様送迎の際は片道47単位減算となります。(478円)

2、介護保険給付対象外サービス

- 食費 ————— 600円
- クラブ活動費 ————— 希望者のみ材料代実費
- 日常生活上必要となる諸費用 ———— おむつ代等の実費
- 教養娯楽費等 ————— 100円
- 病院受診等付き添い費————— 1,000円/回

※原則、ご家族対応でお願いいたします。

※急変時には、救急車対応とさせていただきます。

(運営規定別紙)

共用型(介護予防)認知症対応型通所介護センター グループホームかさま

利用料金表

1、介護保険給付対象サービス

下記の利用料金表によって、利用者の要介護区分及び要支援区分に応じたサービス料金（1割・2割・3割）と、それぞれのサービス内容の合計金額をお支払い下さい。

2割負担の場合

要介護区分	サービス利用料金						サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	若年性認知症利用者受入加算	サービス内容		
	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間			入浴	延長	
要支援1	494	518	824	846	966	998	12	120	80	100	
要支援2	522	546	870	892	1,024	1,056					
要介護1	532	556	888	912	1,044	1,078					
要介護2	552	578	918	942	1,082	1,116					
要介護3	570	596	952	976	1,118	1,154					
要介護4	588	616	984	1,010	1,154	1,192					
要介護5	608	636	1,018	1,042	1,194	1,234					
介護職員処遇改善加算				上記、適応料金の合計			×	10.4%分			
介護職員等特定処遇改善加算				上記、適応料金の合計			×	2.4%分			
介護職員等ベースアップ等支援加算				上記、適応料金の合計			×	2.3%分			
地域加算				適応料金の合計（処遇改善含）×10.17							

※ご家族様送迎の際は片道47単位減算となります。（478円）

2、介護保険給付対象外サービス

- 食費 ————— 600円
- クラブ活動費 ————— 希望者のみ材料代実費
- 日常生活上必要となる諸費用 ———— おむつ代等の実費
- 教養娯楽費等 ————— 100円
- 病院受診等付き添い費————— 1,000円/回

※原則、ご家族対応でお願いいたします。

※急変時には、救急車対応とさせていただきます。

(運営規定別紙)

共用型(介護予防)認知症対応型通所介護センター グループホームかさま

利用料金表

1、介護保険給付対象サービス

下記の利用料金表によって、利用者の要介護区分及び要支援区分に応じたサービス料金（1割・2割・3割）と、それぞれのサービス内容の合計金額をお支払い下さい。

3割負担の場合

要介護区分	サービス利用料金						サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	若年性認知症利用者受入加算	サービス内容		
	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間			入浴	延長	
要支援1	741	777	1,236	1,269	1,449	1,497	18	180	120	150	
要支援2	783	819	1,305	1,338	1,536	1,584					
要介護1	798	834	1,332	1,368	1,566	1,617					
要介護2	828	867	1,377	1,413	1,623	1,674					
要介護3	855	894	1,428	1,464	1,677	1,731					
要介護4	882	924	1,476	1,515	1,731	1,788					
要介護5	912	954	1,527	1,563	1,791	1,851					
介護職員処遇改善加算				上記、適応料金の合計				×	10.4%分		
介護職員等特定処遇改善加算				上記、適応料金の合計				×	2.4%分		
介護職員等ベースアップ等支援加算				上記、適応料金の合計				×	2.3%分		
地域加算				適応料金の合計（処遇改善含）×10.17							

※ご家族様送迎の際は片道47単位減算となります。（478円）

2、介護保険給付対象外サービス

- 食費 ————— 600円
- クラブ活動費 ————— 希望者のみ材料代実費
- 日常生活上必要となる諸費用 ————— おむつ代等の実費
- 教養娯楽費等 ————— 100円
- 病院受診等付き添い費 ————— 1,000円/回

※原則、ご家族対応でお願いいたします。

※急変時には、救急車対応とさせていただきます。